緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめ認知　**【重大事態を含む】**

【重大事態】

教育委員会

いじめ防止委員会

◇構成員

校長、教頭、生徒指導部長、年次主任（教育相談担当）、養護教諭

職員会議

※情報共有

※事実を時系列で記録に残す

いじめ対応チーム

◇構成員

担任、年次主任、部活動顧問、年次教諭

生徒指導部、養護教諭

◇調査方針・方法等の決定

☆目的、優先順位、担当者、期日等

調査・事実関係の把握

保護者

※複数で対応

◇指導方針の決定、指導体制の確立

（６　いじめへの対応参照）

☆指導、支援の対象と具体的な手立て

・特定（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者）

・一部（観衆・傍観者）

・全体（全校・学年・クラス）

いじめ解決への指導・支援

関係機関

・警察

・福祉関係

・医療機関

・民生委員

◇事態収束の判断

☆被害生徒がいじめの解消を自覚し、

関係生徒の関係が良好となっている。

収束　→　再発防止に努めた日常指導体制の充実

継続　→　対応継続及び指導・支援の練り直し